

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					死亡	重傷	軽傷	CO	火災			
B1K19- 010	2019/04/25	2019/06/21	石油ファンヒーター(開放式)	愛知県						○(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を点火して30分後、背面内部で炎が発生した。○当該製品は黒くすすけており、上部よりも下部がすすけていた。○操作基板、メイン基板、電源コードを含む配線類に出火の痕跡は認められなかった。○燃焼室にすす付着等の異常はなく、酸化器やバーナーにも異常は認められなかった。○カートリッジタンクの口金は閉まっていた。○口金が差し込まれる油フィルター部分にキッチンペーパーが挟まっていた。○送油経路に油漏れはなく、油受皿に腐食はなかったが、置台の表面に焼けた痕跡が認められた。●当該製品の油フィルター部分にキッチンペーパーを挟み込んでいたため、灯油が油受皿の外に漏れ出し、堆積していたほりに付着して気化し出火に至った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K19- 009	2019/03/21	2019/06/21	石油ストーブ(開放式)	三重県						○(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を点火して15分後、異音が生じて当該製品から炎が上がった。○当該製品は全体が焼損していたが、前面パネル及び置台の塗装は残っていた。○天板は少しへこんだ形状に変形し、天板及び覆板に異物が付着していた。○燃焼筒にすす付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの蓋はロックされ、内部のバッキンは残っていた。○油受皿に燃料漏れは認められなかった。○給油されていた燃料は灯油であった。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K19- 008	2019/03/26	2019/05/23	石油ファンヒーター(開放式)	千葉県						○(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品を使用後、すぐに電源プラグを抜いて移動させようとしたところ、誤って10cmほどの段差下へ当該製品をおお向けに転倒させた。○使用者及び駆けつけた家族は、当該製品の温風吹出口から炎が出ているのを確認した。○当該製品は、樹脂製の操作盤及びファンフィルターが溶融していたが、メイン基板等の電気部品から出火した痕跡は認められなかった。○電磁ポンプ及び送油経路に油漏れ等の異常は認められなかった。○燃焼室内に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○転倒時の衝撃で製品外に抜け出していたカートリッジタンクには焼けた痕跡はなく、口金も確実に締められており、油漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品に異常燃焼等の痕跡が認められないことから、使用直後の燃焼室内の温度が下がっていない状態で電源プラグを抜き、使用者が誤って当該製品を転倒させたことにより、燃焼室内に残っていた灯油に着火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「運転停止後、3分間は電源プラグを抜かない。」旨、記載されている。	
B1K19- 007	2019/03/09	2019/04/18	石油ふろがま	神奈川県						○(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、約20年前に使用者が自ら設置し、これまでに点検及び修理を実施していなかったが、前日まで異常なく使用できていた。○外装前板(点検とびら)が正しく取り付けられておらず、上部が開いた状態となっていた。○外装前板(点検とびら)は底部を中心に焼損し、他の外装板も、前板側に焼損、下部に腐食が認められた。○外装板裏側の断熱材は前板側に焼損及び白化が認められた。○缶体は左右側面が腐食し、穴が2か所空いていた。○外装底板の目地材固定枠が腐食し、缶体底部との間に隙間が認められた。○電磁ポンプは表面が焼損して、送油接続口は青くさびており、接続箇所付近のゴムホースは焼失していたことから、確認できなかった。○送油ゴムホースは全体的に硬化及び焼損し、特に本体側の焼損が著しかった。○機器内部の配線類、電源プラグ等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、使用者が外装前板(点検とびら)の上部を開いた状態で設置していたため、開いた箇所から雨水が浸入したことで本体外装底板及び缶体側面が腐食して燃焼排気ガスが当該製品内部に漏れ出す状態となっていたことから、燃焼排気ガスの影響で損傷した送油ゴムホースから漏れ出した灯油が燃焼排気ガスによって気化して、引火し、火災に至ったものと推定される。	・使用期間:不明(製造時期から37年と推定)
B1K19- 006	2019/03/14	2019/04/18	石油ファンヒーター(開放式)	福井県						○(火災)当該製品のカートリッジタンクに給油後、当該製品に戻す際に、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外観は、背面側に著しい焼損が認められた。○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力の加わらない位置であった。○内部の基板や配線等に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○燃焼室、バーナー、送油経路等に異常燃焼や油漏れの痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは焼損しておらず、油漏れ等の異常は認められなかった。○取扱説明書には、「給油は必ず消火してから行う。口金は確実に閉めて油漏れないかを確認する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められず、使用者が消火せずにカートリッジタンクに給油し、本体に戻す際に灯油がこぼれて出火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

尚、このデータは暫定データのものも含まれていますので後日変更・削除される場合もありますのでご了承下さい。
 注意)人的被害概要 重症病:治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
 軽傷病:治療に要する期間が30日未満を負傷・疾病

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					死亡	重傷	軽傷	CO	火災			
B1K19-005	2019/01/20	2019/03/22	石油ストーブ(開放式)	神奈川県						○(火災)当該製品のカートリッジタンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品を消火せずに給油を行い、カートリッジタンクを当該製品に戻したときに火災が発生した。○使用者は事故以前から、カートリッジタンクを抜いた際に、燃焼筒が赤熱し、火が残っていることを認識しており、しんの交換をしたことがなかった。○給油時自動消火装置は作動していたが、しんの先端部にタールが付着し、しんはスムーズに下降できない状態であった。○カートリッジタンクの口金は当該製品のタンク室内で発見された。○カートリッジタンクは給油口付近が変形し給油口が斜めになっていたが、カートリッジタンクの給油口及び口金には変形等が認められず、正常にねじ込める状態であった。○当該製品の油受皿に穴空き等、油漏れにつながる異常はなく、置台にも吹き返しによる異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品は、しん先端部にタールが付着して、給油時自動消火装置が作動してもしんが規定の消火位置に戻らず、完全に消火できない状態となっていたため、使用者が消火せずに給油作業を行った際にカートリッジタンクの口金を確実に締めなかったことから、口金が外れ、灯油がこぼれて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油は必ず消火してから行う。火災の原因になる。」「消火の際は、必ずしん調節つまみが消火位置に戻り火が消えていることを確認する。」及び「給油口口金は確実に締める。」旨、記載されている。	
B1K19-004	2019/02/12	2019/03/22	石油ストーブ(開放式)	埼玉県	1					○(火災、死亡1名)当該製品及び建物を全焼、9棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品のタンク室内にカートリッジタンクの口金が落ちており、カートリッジタンクは隣室で発見された。○当該製品の焼損は著しく、天板の表面処理をしているほうろけ質が泡を吹き、つまみ等の樹脂部品は完全に焼損していた。○給油時自動消火装置の消火金具ばねの両端が、本体の金具に掛かっており、異常は認められなかった。○しんはスピード消火位置よりも下がった位置にあり、タールの付着は認められなかった。○当該製品の油受皿の底部に穴空き等の油漏れにつながる異常は認められず、置き台にも吹き返しによる異常燃焼の痕跡はなく、当該製品から出火の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンク給油口及び口金はリングが炭化していたが、変形等の異常は認められなかった。○カートリッジタンクの給油口に変形はなく、口金はカートリッジタンク給油口に正常にねじ込める状態であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、給油作業時にカートリッジタンクの口金が外れて当該製品に灯油が掛かり、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K19-003	2019/02/21	2019/03/22	石油ストーブ(開放式)	島根県						○(火災)当該製品のカートリッジタンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、給油した当該製品のカートリッジタンクの給油口を上にして本体まで運び、本体に戻そうとしたところ、給油口が開き、こぼれた灯油が当該製品に掛かって出火した。○事故発生時、カートリッジタンクは本体に挿入されておらず、居室のテーブル上に給油口が開まった状態で置かれていた。○当該製品は、天板を除いて全体的に焼損しており、樹脂部品は全て焼失していた。○しんの先端は消火位置まで下がっており、しん調整つまみのスピンドルは給油時自動消火装置の作動時の消火位置を示していた。○燃焼筒にすすの堆積等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクに焼損及び給油口の動作異常は認められなかった。○取扱説明書には、「給油時は必ず消火し、ストーブの温度が十分下がっていることを確認した上、火の気のないところで行う。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K19-002	2019/01/22	2020/05/21	石油ストーブ(密閉式、 床暖房機能付)	北海道						○(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の床暖房用の熱交換器が変色して、不凍液用のゴム管が焼損していた。○床暖房用の燃焼筒上部の熱交換器に多量のすすがたまり、灯油が染み込んでいた。○ストーブ用の燃焼筒にすすの堆積等の異常は認められなかった。○送油経路に油漏れ等の異常は認められなかった。○電気回路部分に出火の痕跡は認められなかった。○使用者は2年前に知人に当該製品の掃除をしてもらったが、知人が修理資格者であったか、どの部品を掃除したのかは不明であった。●当該製品は、点検不足により熱交換器にすすがたまった状態で使用されていたことで、給気不足から生じた未燃灯油が熱交換器のすすに付着して発火し、不凍液用ホースや燃焼筒外部に漏れ出た未燃灯油に延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には、「修理資格者により2シーズンごとに1回程度定期点検を受ける。」旨、記載されている。	

尚、このデータは暫定データのものも含まれていますので後日変更・削除される場合もありますのでご了承下さい。
 注意)人的被害概要 重症病:治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
 軽傷病:治療に要する期間が30日未満の負傷・疾病

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害概要				事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					死亡	重傷	軽傷	CO火災			
B1K19- 001	2019/02/06	2020/05/21	石油ストーブ(開放式)	三重県			1	○	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品を使用中、突然、当該製品の下から炎が上がった。○使用者は1時間半前に樹脂製容器から給油を行った。○給油場所の残さ物からガソリン成分が検出された。○当該製品は焼損していたが、油受皿に油漏れはなく、燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○事故発生前日、使用者はガソリンスタンドに樹脂製容器で灯油を買いに行き、店員が給油した。そのときの購入金額はふだんより高く、ガソリンスタンドの売上伝票に使用者が購入した際のガソリン販売記録が残っていた。 ●ガソリンスタンドの店員が誤ってガソリンを販売したため、使用者が当該製品にガソリンを誤給油し、異常燃焼が生じて出火したものと推定される。	